

永平寺町指定管理者選定委員会運営規則を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第42号

永平寺町指定管理者選定委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関設置条例(令和元年永平寺町条例第13号)第2条に規定する指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成21年条例第19号)第4条に規定する候補者の選定に関すること。
- (2) 公募によらない方法による候補者の選定に関すること。
- (3) その他指定管理者に係る重要事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 委員会の委員の定数は7名以内とし、次に掲げる者に町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 永平寺町議会代表
- (3) 永平寺町副町長
- (4) 当該施設に関係する地域や団体の代表
- (5) 前4号に掲げる者のほか町長が指名した者

2 前項の学識経験をもって充てる委員は、識見を有する者その他、経営に精通している人など適当と認める者のうちから町長が選任する。ただし、町長は公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、学識経験者をもって充てる委員を選任する必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

3 第1項の規定による委員の委嘱又は任命は、指定管理者の候補者を選定しようとする公の施設ごとに行うものとする。ただし、町長は設置目的が類似し、又は隣接する場合で複数の公の施設を一括して審査することが適当と認めるときは、この限りでない。

4 委員の任期は委嘱又は任命の日から当該指定管理者に係る候補者の審査が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

- 3 副委員長は、委員長が指定する。
- 4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 会議は、公開しないものとする。

(委員の除斥)

第6条 委員長、副委員長及び委員は、本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が指定管理者に応募した団体の代表者又は役員である場合は、当該申請団体に関する議事に参与することができない。

(会議の開催手続)

第7条 指定管理者の選定を行うときは、所管課は永平寺町公の施設の指定管理候補者選定依頼書(別記様式)に審査に必要な資料を添付し、委員長に提出しなければならない。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第9条 委員長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(報告)

第10条 委員長は、審査を行ったときは、その会議の結果を町長に報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 委員及び第8条の規定により会議に出席した者は、審査の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、永平寺町役場契約管財課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成21年規則第16号)の一部を次のように改正する。
第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条第3号中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加え、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第4項第2号中「永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成21年永平寺町規則第16号)第12条」を「前条」に改め、同項第3号中「第2号」を「前号」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とする。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号(第7条関係)

指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

様

永平寺町長

印

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の指定について、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり指定しましたので通知します。

記

- 1 指定管理者に指定した団体の名称及び所在地
- 2 公の施設の名称
- 3 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号(第7条関係)

指定管理者指定取消し・停止通知書

第 号
年 月 日

様

永平寺町長 印

永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定(取消し、全部・一部停止)をしたので通知します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 指定の をした団体の名称及び所在地
- 3 指定の をした日
年 月 日
- 4 指定の をした理由

(教示)

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、永平寺町長に対して審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、永平寺町を被告として(訴訟において永平寺町を代表する者は、永平寺町となります。)、福井地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

別記様式(第7条関係)

永 第 号
令和 年 月 日

永平寺町公の施設の指定管理候補者選定依頼書

永平寺町公の指定管理者選定委員会委員長 様

(施設の所属課長)

永平寺町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づく指定管理候補者の選定を依頼します。

公の施設の名称		
指定管理者の指定提出議会		
指定管理者に求める管理の条件		
募集 の 状 況	募集の方法	・公募（条例第2条） ・公募によらない選定（条例第5条）
	申請団体の名称	
備 考		

(添付資料)

1. 申請団体からの提出書類に基づく項目別（計画書）の比較表
2. その他、選定委員会の審査に必要と認める書類